平成25年度中小企業診断士
第２次試験案内・申込書

中小企業診断士試験は、「中小企業支援法」第12条に基づく国家試験です。

＊第１時限の試験開始時刻は９時50分ですので、試験当日はご注意下さい。
＊第２次試験の受験資格は、１ページをご参照下さい。
＊受験申込書は、この試験案内の７ページに綴じ込まれています。

受験申込受付期間

平成25年８月23日（金）～９月13日（金）

（平成25年度第１次試験合格者は、９月３日（火）～９月13日（金））
（受付期間内日附印有効）

受験票・写真票の送付

平成25年10月９日（水）

（簡易書留郵便にて発送）

筆記試験日

平成25年10月20日（日）

口述試験を受ける方の発表日

平成25年12月６日（金）

口述試験日

平成25年12月15日（日）

合格発表日

平成25年12月25日（水）

経済産業大臣指定試験機関

一般社団法人 中小企業診断協会

J-SMECA Japan Small and Medium Enterprise Management Consultant Association

受験の申込みから第２次試験合格までの流れ

受験申込受付期間
平成25年８月23日（金）～９月13日（金）
（平成25年度第１次試験合格者は、平成25年９月３日（火）～９月13日（金））
受験申込書（郵便振替払込票）と受験手数料17,200円を郵便局へ
詳細：２～３ページ参照

↓

受験票・写真票の受け取り
平成25年10月９日（水）に簡易書留郵便にて
一斉に発送します
詳細：３ページ参照

↓

第２次試験（筆記試験）実施
平成25年10月20日（日）
注意事項等：４～５ページ参照

↓

口述試験を受ける資格を得た方の発表
平成25年12月６日（金）
口述試験を受ける資格を得た方には、口述試験案内を簡易書留郵便にて送付します
詳細：６ページ参照

↓

第２次試験（口述試験）実施
平成25年12月15日（日）
詳細：６ページ参照

↓

合格発表
平成25年12月25日（水）
合格者には、合格証書等を簡易書留郵便にて送付します
詳細：６ページ参照

目　次

１．試験の目的及び方法 …… 1

２．受験資格 …… 1

３．試験実施日程 …… 1
(1) 筆記試験
(2) 口述試験

４．筆記試験会場（予定）…… 2

５．受験申込手続き …… 2
(1) 受付期間
(2) 受験手数料
(3) 受験申込及び支払方法
(4) 第１次試験合格証書の送付（平成12年度以前に第１次試験に合格された方のみ）

６．受験申込手続きに当たっての注意事項 …… 2

７．受験票と写真票の送付 …… 3

８．受験当日に持参するもの …… 4
(1)「受験票」と写真を貼った「写真票」
(2) 筆記用具等
(3) 写真が貼付されている身分証明書

９．受験当日の注意事項 …… 5

10．筆記試験の結果発表 …… 6

11．口述試験の実施方法等 …… 6

12．口述試験後の合格発表等 …… 6

13．身体障がい者の方などへの受験特別措置 …… 6

14．受験申込書の作成要領 …… 7

15．参考資料 …… 9
(1) 中小企業診断士試験について
(2) 実務従事・実務補習について
(3) 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について
(4) 中小企業診断士の登録の拒否について

16．試験の問い合わせ先 …… 11

平成12年度以前の第１次試験合格証書送付状 …… 12

1．試験の目的及び方法

中小企業診断士試験は、「中小企業支援法」第12条に基づき実施されます。

第２次試験は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」に基づき、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式または論文式による筆記及び口述の方法により行います。

⑴　筆記試験

中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、筆記の方法により実施します。

⑵　口述試験

筆記試験において相当の成績を修めた方を対象に、口述の方法により実施します。

2．受験資格

⑴　平成25年度の第２次試験を受験できるのは次のいずれかの方です。

①　平成25年度の第１次試験合格者（本年度と平成26年度の２回受験が可能）

②　平成24年度の第１次試験合格者（本年度まで受験が可能）

③　平成12年度以前の第１次試験合格者で、平成13年度以後の第２次試験を受験していない者（平成12年度以前の第１次試験合格者は、平成13年度以後の第２次試験を受験できるのは１回限りです。なお、平成12年度以前の第１次試験合格者で、平成13年度以後に第１次試験に合格して第２次試験を受験した方、平成18年度以降の中小企業診断士養成課程を受講した方は、第２次試験は受験できませんのでご注意下さい。）

3．試験実施日程

⑴　**筆記試験　平成25年10月20日（日）**

第１時限の開始時刻は９時50分です。また、第４時限の終了時刻は17時10分です。

月　日	時　　間	分数	配点	試　験　科　目
10月20日（日曜日）	９：50～11：10	80分	100点	A　中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅰ
	11：40～13：00	80分	100点	B　中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅱ
	14：00～15：20	80分	100点	C　中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅲ
	15：50～17：10	80分	100点	D　中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅳ

筆記試験は、「経営革新・改善」、「新規事業開発（既存事業の再生を含む）」などの中から、次のように出題します。

・「組織（人事を含む）を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」
・「マーケティング・流通を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」
・「生産・技術を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」
・「財務・会計を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例」

⑵　**口述試験　平成25年12月15日（日）**

筆記試験により、口述試験を受ける資格を得た方を対象に実施します。

口述試験の会場、集合時間、面接時間は、個別にお知らせします。

中小企業の診断及び助言に関する能力について、筆記試験の事例などをもとに、個人ごとに面接の方法により行います。

【受験申込に関するよくある質問（FAQ）】

Q：受験申込書が届いているかを確認することはできますか？

A：受験申込書到着の確認は行っていません。「振替払込請求書兼受領証」等が受験手数料を払い込まれた証拠となりますので、「受験票・写真票」が到着するまで大切に保管して下さい。

4．筆記試験会場（予定）

地　区	会　　場	所　在　地
札　幌	札幌商工会議所	北海道札幌市中央区北１条西２丁目　北海道経済センター８Ｆ
仙　台	戦災復興記念館	宮城県仙台市青葉区大町２－12－１
東　京	TOC 五反田	東京都品川区西五反田７－22－17
	TKP ガーデンシティ竹橋	東京都千代田区一ツ橋１－２－２　住友商事竹橋ビル
名古屋	中京大学	愛知県名古屋市昭和区八事本町101－２
大　阪	大阪商業大学	大阪府東大阪市御厨栄町４－１－10
広　島	広島県情報プラザ	広島県広島市中区千田町３－７－47
福　岡	福岡県中小企業振興センター	福岡県福岡市博多区吉塚本町９－15

注１　試験会場は上記のとおり予定していますが、追加・変更となる場合もありますので、受験票にて会場を十分確認のうえ、間違いのないよう受験して下さい。（他の会場では受験できません。）

注２　複数の会場で実施する地区においては、会場の指定や変更はできません。

注３　試験会場への問い合わせや試験会場内の下見は厳禁します。

注４　第２次試験は、那覇地区での実施はありません。

5．受験申込手続き

⑴　**受付期間**

①　平成24年度または平成12年度以前の第１次試験合格者	平成25年８月23日（金）～９月13日（金）
②　平成25年度の第１次試験合格者	平成25年９月３日（火）～９月13日（金）

９月13日（金）までの郵便局受付日附印が有効です。９月13日（金）を過ぎた受付日附印のものはどのような理由があっても受付できません。

⑵　**受験手数料**

17,200円

⑶　**受験申込及び支払方法**

①　この試験案内の７ページに綴じ込まれている受験申込書（郵便振替払込用紙）に必要事項を記入のうえ、受験手数料を受付期間内にゆうちょ銀行または郵便局から払い込んで下さい。これで申込手続きは終了です。（受験申込書は、当協会へ送付されます。）

注１　**ゆうちょ銀行または郵便局備え付けの払込用紙による受験申込みはできません。**

注２　払込手数料は、払込人の負担です。

注３　直接持参による受付は行いません。

注４　受験申込書は、７～８ページの作成要領を参照の上、必要事項を記入して下さい。
書類に不備がある場合は、受付できません。

注５　申込受付を行った受験手数料は返還いたしません。

②　「振替払込請求書兼受領証」は、申込受付の確認書類となりますので、大切に保管して下さい。
領収書は、「振替払込請求書兼受領証」で代えさせていただきます。領収書の発行は行いませんので、ご了承下さい。

⑷　**第１次試験合格証書の送付（平成12年度以前に第１次試験に合格された方のみ）**

平成12年度以前の第１次試験に合格した方は、12ページの「第１次試験合格証書送付状」と「第１次試験合格証書の原本」を９月13日（金）（消印有効）までに簡易書留郵便にてご郵送下さい。なお、平成25年度または平成24年度に第１次試験に合格した方は、第１次試験合格証書を送付いただく必要はありません。

6．受験申込手続きに当たっての注意事項

⑴　平成25年度の第１次試験を受験した方は、第１次試験の合格を確認した後に、第２次試験の受験申込みを行って下さい。第１次試験の合格発表前に申し込まれた場合は、無効とさせていただきます。

⑵　申込受付手続き終了後に、受験地区を変更することはできません。ただし、勤務先の命による遠隔地への

転勤に伴う住居の移転などやむを得ない理由（試験当日の出張などは、変更を認めません）の場合は、当協会に電話で連絡したうえで、９月25日(水)までに所定の手続きを行って下さい。電話03（3563）0851

なお、９月25日(水)までに手続きが完了しない場合は、受験地区の変更は認められませんので、ご注意下さい。

⑶　住所変更について

受験申込み後に住所に変更があった場合は、次の手続きを行って下さい。

期　　日	手続き方法
申込受付終了後～９月25日(水)	郵送またはファクシミリにて、当協会第２次試験係あて住所変更の届を提出して下さい。 〈記載事項：受験地区・氏名・生年月日・旧住所・新住所・TEL・FAX〉 ただし、受験地区変更の場合は、上記⑵により手続きして下さい。
９月26日(木)～筆記試験実施日	受験票・写真票が転送されるよう郵便局へ転居・転送届を提出して下さい。 なお、試験当日は、転送により受け取られた写真票の自宅住所欄を「赤」で訂正して、お持ち下さい。

⑷　氏名変更について

①　第１次試験合格時から氏名が変更になった場合は、戸籍抄本を当協会試験係あてに簡易書留郵便にてご郵送下さい。（平成24年度第１次試験合格者で、平成24年度の第２次試験を現在の氏名で受験された方は除く。）

②　受験申込み後に氏名に変更があった場合は、当協会にご連絡下さい。氏名変更の手続きが必要です。

⑸　受験申込書に記入された内容は、中小企業診断士試験の目的以外使用いたしません。

また、外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受験者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならない時は、個人情報を開示する場合があります。

７．受験票と写真票の送付

⑴　10月９日(水)に「受験票」と「写真票」を簡易書留郵便にて発送する予定です。

10月15日(火)を過ぎても受験票等が到着しない時は、当協会に照会下さい。

なお、不在の場合は不在通知（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が投函されますので、その不在通知により郵便局にご照会下さい。

注１　試験会場は、必ず受験票で確認して下さい。（他会場では受験できません。）

⑵　**受験当日は、受験票とともに「写真票」を必ずお持ち下さい。**

「写真票」の所定の位置に、次の写真（カラー・白黒いずれも可）を貼付して下さい。

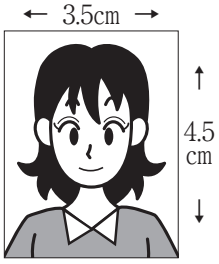

①　大きさ：縦4.5cm×横3.5cm

②　最近６か月以内に撮影したもの

③　脱帽正面向のもの

④　背景が無地のもの

⑤　胸から上を撮影したもの

⑥　明瞭なもの

なお、受験の際、メガネを使用する場合は、メガネを着用して撮影した証明写真を貼付して下さい。

⑶　写真貼付欄に写真をのり付けし、さらに上下をセロハンテープでお貼り下さい。

⑷　受験当日、「写真票」に写真が貼付されていない場合は、受験できませんのでご注意下さい。

⑸　「写真票」に印字されている氏名・生年月日・住所に変更または誤りがある場合は、「赤」で訂正して下さい。

—「受験票」と「写真票」の例 —

＊仕様は変更されることもありますので、ご了承下さい。

ここに写真を貼って下さい。

平成25年度中小企業診断士第２次試験受験票

（受験票は、合格発表まで保管しておいて下さい。）

裏面の注意事項を必ずお読み下さい。

受験地区	東京　地区		
受験番号	１３０９９０１－００００１		
フリガナ	ﾁｭｳｼｮｳ　ﾊﾅｺ	生年月日	昭和49年２月28日
氏　　名	中小　花子		
試験会場	××××× ××××××××××× ××××××××××× ＜会場案内図＞ －会場案内図－		

平成25年度中小企業診断士第２次試験写真票

（写真票は、最初に受験する科目開始後に回収します。）

受験地区	東京　地区
受験番号	１３０９９０１－００００１
フリガナ	ﾁｭｳｼｮｳ　ﾊﾅｺ
氏　　名	中小　花子
生年月日	昭和49年２月28日
自宅住所	104-0061 東京都中央区銀座１－１４－１１ 銀松ビル TEL　03-3563-0851

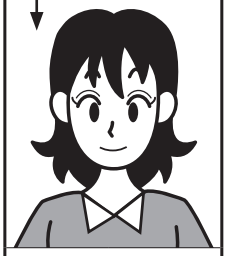

平成25年８月撮影

写真貼付欄に、規定の写真が貼付されていない場合は、受験できません。

（注）
1．試験当日の最初に受験する科目の時間に、受験票と写真票を切り離し、机上に置いて下さい。
2．この写真票の記載事項に変更または誤りがある場合は、「赤」で訂正して下さい。

＜監督員記入欄＞

出欠席確認欄			
平成25年10月20日（日）			
A	B	C	D

8．受験当日に持参するもの

⑴「受験票」と写真を貼った「写真票」

写真貼付欄に写真が貼付されていない場合は、受験できませんので、ご注意下さい。
また、受験票は、合格発表まで大切に保管して下さい。

⑵ 筆記用具等

① 黒鉛筆またはシャープペンシル（HB またはＢ程度）
② 消しゴム（プラスチック製）
③ 鉛筆削り
④ 時　　計（通信機能のない腕時計）
⑤ 電　　卓

1)使用できる電卓はいわゆる携帯用電卓で、下図に例示する機能のような四則計算（加減乗除）、√、％などの単純な計算機能を持つものです。
（サイズはおおよそ縦180ミリ、横100ミリ、高さ30ミリ以内程度）

2)次のような電卓の使用は禁止します。
ａ．関数電卓。
ｂ．プログラムの入力機能を持つもの。
ｃ．記憶機能を持つもの。
ｄ．電子手帳・携帯電話などに付属する電卓。
ｅ．記録紙の出るもの。
ｆ．他の受験者の妨げになるような音の出るもの。
ｇ．電源コードを使用するもの。

例

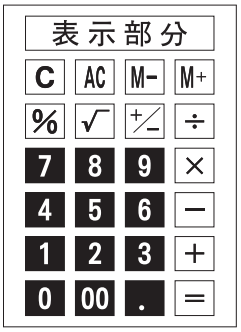

注１　定規、蛍光ペン・色鉛筆を使用してもかまいませんが、蛍光ペン・色鉛筆は解答用紙には使用できません。
注２　時計や電卓は、音が出ないように電子音等を事前に解除して下さい。
注３　電卓は、机上に１台だけ置くことができます。

⑶　写真が貼付されている身分証明書

「写真票」に貼付された写真が不鮮明な場合などは、申込者本人の確認をさせていただくことがありますので、写真が貼付されている身分証明書（運転免許証・社員証・学生証など）を必ず持参して下さい。

９．受験当日の注意事項

試験会場では、監督員の指示に従って行動して下さい。

⑴　試験開始前の注意事項

①　**試験室の掲示・入室は、午前９時からです。**
②　第１時限の試験開始30分前までに入室し、受験票の番号と同じ番号の席に着席して下さい。
③　第１時限の試験開始15分前頃から注意事項の説明等を行います。
④　受験票と写真票は、切り離して、机上番号の横に置いて下さい。
　なお、写真票は、最初に受験する試験科目開始後、監督員が回収します。
⑤　各時限の試験開始10分前頃から問題用紙と解答用紙を配布しますが、机上には、８－⑴の受験票と写真票、８－⑵で認められた筆記用具等の他は置くことはできません。筆入れ、筆箱、ペットボトルや水筒などに入った飲み物も机上に置くことはできません。
⑥　**携帯電話等は、必ず電源を切り、バッグ等にしまって下さい。机上に置くことはできません。**
　また、携帯電話等を時計として使用することもできません。
⑦　監督員が開始の合図をするまで、配布された用紙には手を触れてはいけません。
⑧　試験会場での写真撮影は禁止します。

⑵　試験時間中の注意事項

①　**開始の合図があったら、まず、解答用紙に受験番号を記入して下さい。**
②　解答用紙は、必ず提出して下さい。
③　解答用紙の提出方法は、監督員の指示に従って下さい。
④　問題用紙は、お持ち帰り下さい。
⑤　**試験開始後30分間は退室できません。**
⑥　**試験終了前５分間は退室できません。**
⑦　問題の内容に関する質問には、お答えできません。
⑧　試験時間中にやむを得ない事情で席を離れる場合には、必ず監督員に申し出てその指示に従って下さい。
⑨　不正行為があった場合は、直ちに退室を命じます。
⑩　**試験終了の合図と同時に必ず筆記用具を置いて下さい。**
⑪　試験終了後、解答用紙の回収が終わるまでは席を立たないで下さい。
⑫　監督員からの注意事項等が聞こえなくなることがありますので、耳栓は使用できません。
⑬　ふた付きペットボトル（500ml 以内）の飲料を飲むことは認められますが、机上ではなく足下に置いて下さい。（ペットボトルカバーは使用不可。水筒・缶類は不可。）
⑭　試験時間中に日常的な生活騒音等（監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみの音など、照明の点滅、周囲の建物のチャイム音など）が発生した場合でも救済措置は行いません。

⑶　休憩時間中の注意事項

①　喫煙は所定の場所を厳守して下さい。なお、試験会場によっては全面禁煙のところがあります。
②　試験会場で立ち入りが禁止されている場所には絶対に入らないで下さい。
③　中途退室した場合、試験会場に隣接した廊下等での雑談はご遠慮下さい。

⑷　試験会場での注意事項

①　**試験当日は、各試験会場とも自動車・オートバイ・自転車等による出入り、駐車はできません。**
②　試験当日の昼食は各自でご用意下さい。
③　試験当日における受験者への電話等による呼び出し・伝言はできません。
④　**ゴミは必ず各自でお持ち帰り下さい。**
⑤　やむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分までは入室を認めますので、その場合は監督員の指示に従って下さい。

⑥　試験当日、不測の事態が発生した場合、試験時間内の途中退室を禁止することもありますので、その場合は監督員の指示に従って下さい。

10. 筆記試験の結果発表

⑴　口述試験を受ける資格を得た方の発表日は12月６日(金)です。

⑵　口述試験を受ける資格を得た方には、口述試験案内を簡易書留郵便にて送付します（12月６日発送予定)。
また、口述試験を受ける資格を得た方の受験番号を、札幌、東京、名古屋、大阪、広島、福岡地区の各都道府県協会及び当協会において午前10時に掲示します（当協会のホームページには、当日の午後に掲載する予定)。

注１　筆記試験の結果発表日から口述試験の実施日までの期間は短いので、筆記試験結果はホームページでご確認下さい。口述試験を受ける資格を得た方で、口述試験案内が届かない場合は、速やかに協会にご連絡下さい。

注２　口述試験案内には、会場、集合時間・面接時間などを掲載しています。面接時間の変更はできませんのでご注意下さい。

⑶　口述試験を受ける資格を得られなかった方には、各自の総得点と科目別得点を数段階に区分した結果通知を、12月12日（木）に簡易書留郵便にて送付する予定です。

11. 口述試験の実施方法等

⑴　実施方法

中小企業の診断及び助言に関する能力について、筆記試験の事例などをもとに、個人ごとに面接の方法により行います。

⑵　実施時間・会場

①　1人当たりの試験時間は、約10分間です。

②　口述試験は、筆記試験と同じ７地区で実施します。集合時間や会場については、口述試験案内で通知します。口述試験の受験地区は、筆記試験と同じ地区です。ただし、勤務先の命による遠隔地への転勤に伴う住居の移転などやむを得ない理由（試験当日の出張などは、変更を認めません。）に限り受験地区の変更を認めます。受験地区変更をご希望の場合は、当協会に電話連絡のうえ、12月10日（火）までに所定の手続きを行って下さい。

⑶　口述試験の受験資格

口述試験を受ける資格は、当該年度のみ有効であり、翌年度に持ち越しすることはできません。

12. 口述試験後の合格発表等

⑴　合格基準等

第２次試験の合格基準は、筆記試験における総点数の60％以上であって、かつ１科目でも満点の40％未満がなく、口述試験における評定が60％以上であることを基準とします。

⑵　合格発表日および通知

①　合格発表日は、12月25日(水)です。
合格された方には、合格証書を簡易書留郵便にて送付します（12月25日発送予定)。

②　合格者の受験番号を、札幌、東京、名古屋、大阪、広島、福岡地区の各都道府県協会及び当協会において午前10時に掲示します。(当協会のホームページには、当日の午後に掲載する予定)。

⑶　合否についての問い合わせには応じられません。

⑷　採点に関する照会はできません。

⑸　第２次試験の筆記試験の出題の趣旨は、12月25日(水)午後に当協会のホームページに掲載する予定です。

13. 身体障がい者の方などへの受験特別措置

⑴　身体などに障がいのある方や妊娠中の方が、筆記試験・口述試験を受験される場合には、特別措置による受験ができます。
視覚、肢体の障がい等級などに応じて、問題用紙の拡大などが認められます。
聴覚障がいの方で、補聴器を使用する場合も事前の手続きが必要です。

⑵　特別措置による受験を希望される方は、受付期間内に所定の手続きが必要となりますので、申込書類を提出する前に必ずご連絡下さい。電話03（3563）0851㈹

⑶　受付期間内に手続きがなされていない場合は、特別措置による受験はできませんので、ご注意下さい。

14. 受験申込書の作成要領

〈受験申込書記入上の注意事項および記入例〉

受験申込書記入上の注意事項

1．受験申込書は、所定の用紙を使用し、記入例の①～⑥の注意事項をよく読んで記入例のとおり楷書で丁寧に記入して下さい。

2．記入内容に不備がある場合は受付できませんので、受験手数料を払込む前に記入内容を必ず再確認して下さい。

3．書き損じた場合は、二重線で消して、正しい内容を余白に記入して下さい。なお、訂正印は記載内容の判読ができなくなりますので押さないで下さい。

中小企業診断士試験コード一覧

◎受験地区コードおよび受験地区

希望する受験地区を１つ選んで、受験申込書の「受験地区コード」欄および「受験地区」欄に該当するコード番号および地区名を記入して下さい。

受験地区コード	受験地区名
1	札　幌
2	仙　台
3	東　京
4	名古屋
5	大　阪
6	広　島
7	福　岡

◎職業コード

受験申込書の「職業コード」欄に該当するコード番号を１つ選んで記入して下さい。

コード番号	職業区分名
01	自営業（経営コンサルタント）
02	自営業（税理士・公認会計士・弁護士等）
03	経営コンサルタント事業所等勤務者
09	上記01・02以外の自営業
10	民間企業役員
11	民間企業勤務者
21	政府系金融機関
22	政府系以外の金融機関
31	中小企業基盤整備機構
32	上記31以外の独立行政法人
33	商工会議所
34	商工会
35	中小企業団体中央会
41	公益法人（経営コンサルタント事業所を除く）
51	都道府県等中小企業支援センター
52	地方公務員（中小企業担当課）
53	地方公務員（中小企業担当課以外）
61	国家公務員
81	研究・教育
91	学生
99	その他（無職を含む）

注　該当する項目がない場合は、できるだけ近いものを記入して下さい。

◎自宅住所の都道府県コード

受験申込書の「自宅コード」欄に該当するコード番号を１つ選んで記入して下さい。

コード番号	都道府県名	コード番号	都道府県名	コード番号	都道府県名
01	北 海 道	17	山 梨 県	33	岡 山 県
02	青 森 県	18	静 岡 県	34	広 島 県
03	岩 手 県	19	愛 知 県	35	山 口 県
04	宮 城 県	20	岐 阜 県	36	徳 島 県
05	秋 田 県	21	三 重 県	37	香 川 県
06	山 形 県	22	富 山 県	38	愛 媛 県
07	福 島 県	23	石 川 県	39	高 知 県
08	茨 城 県	24	福 井 県	40	福 岡 県
09	栃 木 県	25	滋 賀 県	41	佐 賀 県
10	群 馬 県	26	京 都 府	42	長 崎 県
11	埼 玉 県	27	奈 良 県	43	熊 本 県
12	千 葉 県	28	大 阪 府	44	大 分 県
13	東 京 都	29	兵 庫 県	45	宮 崎 県
14	神奈川県	30	和歌山県	46	鹿児島県
15	新 潟 県	31	鳥 取 県	47	沖 縄 県
16	長 野 県	32	島 根 県		

◎勤務先業種コード

受験申込書の「勤務先業種コード」欄に該当するコード番号を１つ選んで記入して下さい。

コード番号	業種区分名	コード番号	業種区分名
01	農業	41	サービス業
02	林業	45	ソフトウェア業
03	漁業	46	情報処理サービス業
04	鉱業	51	金融・保険業
11	建設業	52	不動産業
21	製造業	53	運輸通信業
25	電算機製造業	54	電気・ガス・水道業
31	卸売業・小売業	91	公務員
35	電算機販売業	99	その他（無職を含む）

注１　学生の場合は、「学生」と記入して下さい。
注２　該当する項目がない場合は、できるだけ近いものを記入して下さい。

① 書類の送付先となりますので、郵便番号を記入し、必ず都道府県名から住所の最小区分（番地、号、建物名、部屋番号等）まで楷書で丁寧に記入して下さい。また、問い合わせをする場合もありますので、**携帯電話など日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。**なお、「自宅住所」欄に記入された電話番号に連絡がとれない場合には、「勤務先名」欄に記入された電話番号に連絡することがあります。

② 姓は点線の左側の欄に、名は右側の欄にそれぞれ記入し、フリガナを記入して下さい。

③ 受験する地区の「コード番号」と「地区名」を必ず記入して下さい。

受験地区コード番号	受験地区名
1	札　幌
2	仙　台
3	東　京
4	名古屋
5	大　阪
6	広　島
7	福　岡

※受験地区が記入されていない場合は、住所から判断した最寄りの受験地区または第１次試験と同じ地区で受付いたしますのでご了承下さい。

── 記入例 ──

00 東京　　払込取扱票

口座記号番号：1234△＝▲＝　5678△
金額：千 百 十 万 千 百 十 円　17200
加入者名：一般社団法人 中小企業診断協会　第２次試験
料金：　備考：

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

※ご依頼人・通信欄

平成25年度中小企業診断士第２次試験申込書

フリガナ	チュウショウ　ハナ　コ	受験地区コード	3　受験地区　東京
氏名	中　小　花　子	生年月日	2 3 4 大 昭 平　年 49　月 2　日 28
自宅住所	〒104-0061 東京都中央区銀座１－14－11 銀松ビル	性別	1．男　2．女
		自宅コード	1　3
		職業コード	9　9
		勤務先業種コード	9　9
	TEL 03-3563-0851　FAX 03-3567-5927		
勤務先名	中小企業診断協会　TEL 03-3563-××××		
第1次試験合格年度	昭和 平成 25 年　受験番号 1234567-89012		

日附印

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第47147号）
これより下部には何も記入しないでください。

切り取らないでお出しください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号：1234△＝▲　5678△
加入者名：一般社団法人 中小企業診断協会 第２次試験
金額：千 百 十 万 千 百 十 円　17200
ご依頼人：おなまえ※　中小花子　様
料金：（消費税込み）　円　日附印
備考：

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

④ 無職の場合は「なし」、学生の場合は「学生」と記入して下さい。

⑤ ７ページの「コード一覧表」から該当するコード番号を選んで記入して下さい。

⑥ 第１次試験合格年度と受験番号（第１次試験合格証書の右下欄外に記載されています。）を記入して下さい。

・平成12年度以前の第１次試験合格者の方は、12ページの「第１次試験合格証書送付状」と「第１次試験合格証書の原本」を９月13日（金）（消印有効）までに簡易書留郵便にてご郵送下さい。

15. 参考資料

平成25年４月現在

中小企業診断士は、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録する資格です。

⑴ 中小企業診断士試験について

① 第１次試験……全国８地区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇）で実施。

1) 中小企業診断士となるのに必要な学識を有するかどうかを判定することを目的として、７科目について筆記の方法により実施します。

2) 一部の科目に合格した場合は「科目合格」として、翌年度及び翌々年度の試験では申請により当該科目の試験が免除され、３年以内に７科目のすべてに合格することで「第１次試験合格」となります。

3) 第１次試験合格者は、合格年度とその翌年度の２年間に限り第２次試験を受験できます。

② 第２次試験……全国７地区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で実施。

1) 平成25年度の第２次試験を受験できるのは次のいずれかの方です。

・平成25年度第１次試験合格者
・平成24年度第１次試験合格者
・平成12年度以前の第１次試験合格者で、平成13年度以後の第２次試験を受験していない者（平成12年度以前の第１次試験合格者は、平成13年度以後の第２次試験を受験できるのは１回限りです。なお、平成12年度以前の第１次試験合格者で、平成13年度以後の第１次試験に合格して第２次試験を受験した方、平成18年度以降中小企業診断士養成課程を受講した方は、第２次試験は受験できませんのでご注意下さい。）

2) 第２次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、次の２つの方法により実施します。

ⅰ 筆記試験
中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、筆記の方法により実施します。

ⅱ 口述試験
筆記試験において相当の成績を修めた方を対象に、口述の方法により実施します。

※ 第１次試験合格者は、合格年度とその翌年度の２年間に限り中小企業基盤整備機構または登録機関が実施する中小企業診断士養成課程を受講することができます。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧下さい。

⑵ 実務従事・実務補習について

経済産業大臣に中小企業診断士として登録を受けるには、登録の申請の日前３年以内に第２次試験に合格し、次の①のいずれかの実務に15日以上従事すること、または②のいずれかの実務補習を15日以上受けることが必要です。

① 診断・助言業務

1) 国・都道府県、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う診断・助言業務
2) 中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う窓口相談などの業務
3) 中小企業に関する団体が行う中小企業の診断・助言または窓口相談などの業務
4) その他の団体または個人が行う診断・助言または窓口相談などの業務
5) 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務

② 実務補習

1) 登録実務補習機関による実務補習
2) 中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターにおける実務補習

⑶ 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について

① 登録の有効期間：５年間。５年ごとに登録を更新します。

② 更新の要件:登録を更新するためには、登録有効期間内に、以下の１）、２）の両方を満たす必要があります。

1) 「知識の補充」に関する要件
登録有効期間内に次のいずれかを５回以上行うこと。

ⅰ 理論政策更新研修
理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する知識の補充のための研修または中小企業基盤整備機構が行う研修を修了したこと。

ⅱ 論文審査

理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する論文の審査に合格したこと。

iii　研修の指導

理論政策更新研修について、その１回の日程を通じて指導を行ったこと。

2）「実務の従事」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかの中小企業の経営診断実務に合計30日以上従事すること。

i　診断・助言業務

イ　国・都道府県、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う診断・助言業務

ロ　中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う窓口相談などの業務

ハ　中小企業に関する団体が行う中小企業の診断・助言または窓口相談などの業務

ニ　その他の団体または個人が行う診断・助言または窓口相談などの業務

ホ　中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務

ii　実務補習の受講

iii　実務補習の指導

⑷　中小企業診断士の登録の拒否について

次のいずれかに該当する場合は、中小企業診断士の登録を受けることができません。

①　未成年者

②　成年被後見人または被保佐人

③　破産者であって復権を得ないもの

④　禁固以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から３年を経過しないもの

⑤　国会職員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から３年を経過しないもの

⑥　弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取り消し若しくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から３年を経過しないもの

⑦　正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から３年を経過しないもの

⑧　①～⑦に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から３年を経過しないもの

平成25年４月現在

中小企業診断士制度スキーム

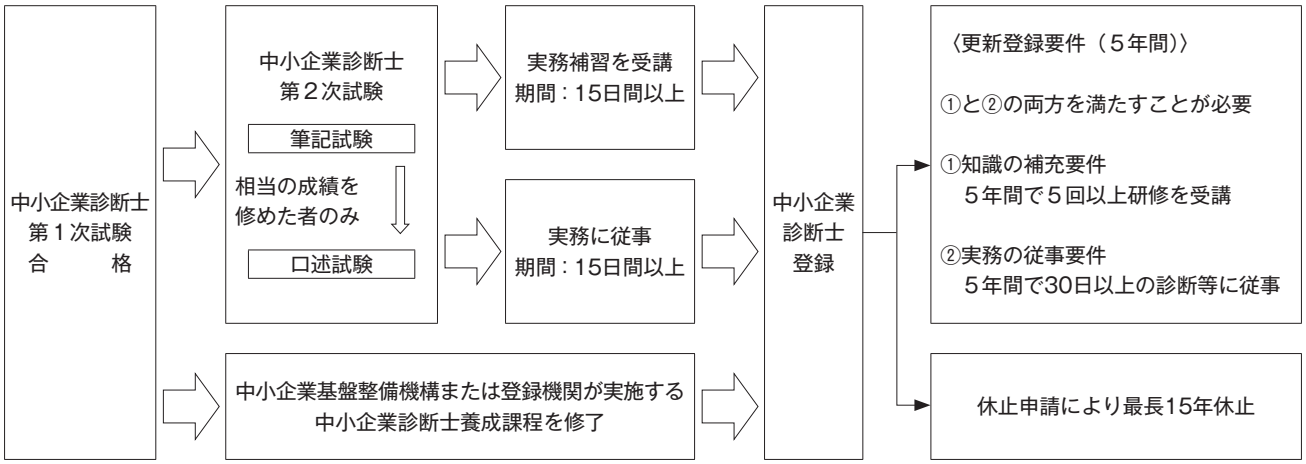

※第１次試験合格者は、合格年度とその翌年度の２年間に限り中小企業基盤整備機構または登録養成機関が実施する中小企業診断士養成課程を受講することができます。
中小企業診断士養成課程、中小企業診断士の登録更新要件、中小企業診断士の休止については、中小企業庁のホームページをご覧下さい。

16. 試験の問い合わせ先

⑴ 試験全般に関する問い合わせ先、筆記試験結果発表・合格発表掲示場所

〒104-0061　東京都中央区銀座１－14－11　銀松ビル５階　　電話　03（3563）0851
一般社団法人　中小企業診断協会　試験　係　　FAX　03（3567）5927
ホームページ　http://www.j-smeca.jp/

⑵ 上記⑴以外でも次の①の期間には、②の地区への問い合わせもできます。

① 受験申込、試験会場などに関する問い合わせ期間

問い合わせ期間	内　　容
平成25年８月23日～９月20日	受験申込に関する問い合わせ
10月９日～10月25日	試験会場などに関する問い合わせ
12月25日～１月７日	合格発表の掲示などに関する問い合わせ

問い合わせ期間外は、03（3563）0851　にお問い合わせください。

② 問い合わせ先、筆記試験結果発表・合格発表掲示場所

札幌地区	〒060-0004　北海道札幌市中央区北４条西６－１　毎日札幌会館４階 一般社団法人　中小企業診断協会北海道　試験係　　電話　011（231）1377
東京地区	〒104-0061　東京都中央区銀座２－10－18　東京都中小企業会館７階 一般社団法人　東京都中小企業診断士協会　試験係　　電話　03（5550）0033
名古屋地区	〒450-0002　愛知県名古屋市中村区名駅３－21－７　名古屋三交ビル８階 一般社団法人　愛知県中小企業診断士協会　試験係　　電話　052（581）0924
大阪地区	〒540-0029　大阪府大阪市中央区本町橋２－５　マイドームおおさか７階 一般社団法人　大阪府中小企業診断協会　試験係　　電話　06（4792）8992
広島地区	〒730-0052　広島県広島市中区千田町３－７－47　広島県情報プラザ３階 一般社団法人　広島県中小企業診断協会　試験係　　電話　082（569）7338
福岡地区	〒812-0046　福岡県福岡市博多区吉塚本町９－15　福岡県中小企業振興センター10階 一般社団法人　福岡県中小企業診断士協会　試験係　　電話　092（624）9677

仙台地区については、03（3563）0851　にお問い合わせください。

平成25年　　月　　日提出

平成12年度以前の第１次試験合格証書送付状

平成12年度以前の第１次試験合格証書（原本）を送付します。

受験地区 コ ー ド		受験地区	地　区
フリガナ			
氏　　名	姓		名
自宅住所	〒　　－ TEL　　－　　－ FAX　　－　　－		
第１次試験合格年度		第１次試験受験番号	
昭　和 平　成　　年度			
受験申込日または予定日		平成25年　　月　　日	

（注１）「第１次試験合格証書送付状」（本用紙）と「第１次試験合格証書の原本」を９月13日（金）（消印有効）までに簡易書留郵便にてご郵送下さい。

（注２）平成25年度または平成24年度の第１次試験合格者の方は提出いただく必要はありません。

切り取り線

右記あて名を切り取り、長形３号封筒（120mm × 235mm）に貼り、上記送付状と合格証書をお送り下さい。

切り取り線

簡易書留

〒104-0061
東京都中央区銀座１－14－11
銀松ビル

一般社団法人　中小企業診断協会
第２次試験係　行

平成12年度以前第１次試験
合格証書　在中